

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」
の改正案に関する意見募集の結果について

令和 2 年〇月〇日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年 6 月 24 日（水）から 7 月 27 日（月）まで「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正案につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して 17 の個人又は団体から延べ 45 件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえ、本日、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の一部を改正する件が公布・施行されましたので、お知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正案に関する意見募集の結果について

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページの「赤字傍線部分」は「赤字下線部分」のほうがよいと思います。 ・ 2 ページの改正案欄の最下行「保健所」について： 法第 15 条第 1 項では「都道府県職員」と規定しているのではないのか？（保健所は市（町）が所管。） ・ 3 ページの改正案欄の 2 行目「第 114 号」は「第 114 号」のほうがよいと思います。 ・ 3 ページの改正案欄の最下行から上に 1 行目「など」は「等」の誤記ではないか？ ・ 3 ページの改正案欄の最下行から上に 1 行目「名刺など」は「名刺などの記載」のほうがよいと思います。（4 ページの改正案欄の 1 行目「懸賞応募はがき等」についても同様。） <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>保健所は、都道府県、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置しています（地域保健法第 5 条）。保健所の職員は、当該保健所を都道府県が設置している場合は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、市又は特別区が設置している場合は同法第 64 条により読み替えて適用される同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、積極的疫学調査を行います。</p> <p>また、他の修正意見につきましては、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
2	3-1-5(1)	<p>2 頁「事例 6）」について。「積極的疫学調査」なる言葉は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同法施行令、同法施行規則のいずれにも規定されていない。法令において定義されていない用語を用い、当該調査に本人の同意不要とするのは、有害である。したがって、本事例は削除すべきである。</p> <p>3 頁「事例 7）」について、電気事業法第 34 条第 1 項は「経済産業大臣は、——電気の供給を受ける者に対し、——電気の使用を制限すべきこと又は——電気の供給を受ける者に対し、——受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。」と規定しているのであって、地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを規定していない。したがって、本事例は削除すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【利活用のルールは保護のための手段でしかないことを主張する会】</p>	<p>積極的疫学調査とは、感染症法第 15 条に基づく調査のことをいいます。積極的疫学調査という用語は、感染症法第 9 条第 1 項の規定に基づき策定された「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」や、感染症法に関する厚生労働省の通知、事務連絡等において用いられています。</p> <p>そのため、保健所が感染症法第 15 条第 1 項の規定に基づいて積極的疫学調査を事業者に対して行う場合に、当該事業者が個人データを保健所に提供することは、法第 16 条第 3 項第 1 項及び第 23 条第 1 項第 1 号の定める「法令に基づく場合」に該当すると考えられます。</p> <p>また、第 201 回通常国会で成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」による改正後の電気事業法第 34 条は、令和 2 年 6 月 12 日に施行されており、「事例 7」は改正後の同条第 1 項に基づくものです。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			<p>(参考) 改正後の電気事業法第 34 条第 1 項 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることができる。</p>
3	3-1-5(1)	<p>2 ページ目事例 6) 「積極的疫学調査」という語句は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同法施行令、同法施行規則に規定されていない言葉と考えます。法令の規定を根拠とする利用目的の制限の例外に係る説明において、法令に定義されていない語句を用いることは、「法令の規定」を不明確にし、法令の根拠に基づかないものまでも、例外として目的外利用することができるかと誤信させ、個人情報保護を阻害する危険性があります。ゆえに、この例示は不適切であり、削除すべきと考えます。もし、「積極的疫学調査」を記載するのであれば、どのような法的根拠がある語句なのか、どのような法令の授權に基づいて誰がどのような形式で定めた語句なのか明確に説明すべきと考えます。</p> <p>3 ページ目事例 7) 電気事業法 34 条 1 項には、経済産業大臣と一般送配電事業者との関係が規律されてあるように考えます。法令に規定されていない地方公共団体を提供可能であるとして、法令の規定を根拠とする利用目的の制限の例外として説明することは、不適切と考えます。よって、この例示は不適切であり、削除すべきと考えます。もし、「地方公共団体への提供」を記載するのであれば、どのような法的根拠があるのか、どのような法令の授權に基づいて誰がどのような形式で定めたのか明確に説明すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>積極的疫学調査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 15 条に基づく調査を意味します。また、厚生労働省の通知、事務連絡での使用の他、各ガイドラインや実施要領等において「積極的疫学調査」という用語は用いられています。</p> <p>そのため、保健所が感染症法第 15 条第 1 項の規定に基づいて積極的疫学調査を事業者に対して行う場合に、当該事業者が個人データを保健所に提供することは、法第 16 条第 3 項第 1 項及び第 23 条第 1 項第 1 号の定める「法令に基づく場合」に該当すると考えられます。</p> <p>また、第 201 回通常国会で成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部である電気事業法第 34 条は、令和 2 年 6 月 12 日で施行されており、「事例 7」は同条第 1 項に基づくものです。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
4	3-1-5(1)	<p>利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）として、『事例6）保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合』を追加する案については慎重に審査されたい。「積極的疫学調査」の具体的内容が明示されない限り、個人を特定できる情報の無制限な利用は極めて危険である。</p> <p>例えば、疫学的調査と称して遺伝子情報や他の疾病データとリンクさせて、個人情報のデータベースを構築するなどの目的外利用が容易に想定される。さらにはそれが商用利用される危険も内在する。</p> <p>また今回の新型コロナ感染拡大の中で、感染者データを研究や論文作成のために独占利用する意図で、保健所の上部組織や研究者において情報共有を阻害する動きがあったとされる。これは保健所組織関係者において目的を逸脱した個人情報の利用が行われている事実を示す。つまり、「保健所が行う積極的疫学調査」という文言の意図が疑念を生じさせる所以である。予防や治療ではない「疫学的調査」であれば、個人を特定する情報の必要を生じないはずである。</p> <p>感染症予防や治療過程で収集された個人情報については、目的外利用は極めて厳格に規制されるべきである。本案の検討においては、十分に吟味されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>積極的疫学調査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第15条に基づく調査を意味します。また、厚生労働省の通知、事務連絡での使用の他、各ガイドラインや実施要領等において「積極的疫学調査」という用語は用いられています。</p> <p>そのため、保健所が感染症法第15条第1項の規定に基づいて「感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため」に行う積極的疫学調査に対応するため、事業者が個人データを保健所に提供する場合は、法第16条第3項第1項及び法第23条第1項第1号の定める「法令に基づく場合」に該当すると考えられます。</p>
5	3-1-5(1)	<p>【ページ】 P2</p> <p>【該当箇所】 3-1-5 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係） (1)法令に基づく場合 事例</p> <p>【意見】 法令に基づく場合の事例として、感染症対応、災害時対応を加</p>	<p>本案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>引き続き、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、ガイドラインやQ&Aで必要な事例等をお示しまいります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>えたのは時宜にかなっていると思います。このような法令に基づく場合は他にも多々あると考えられますので、引き続き事業者等の意見を聞きつつ、適宜、個人情報保護委員会のQ & A等で事例を拡充していただけたらと思います。</p> <p>【理由】 例えば、遺失物法 第十二条「警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」という条文への事業者側の対応は法令に基づくのか、など判断に迷うことが多くあるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	
6	3-1-5(1)	<p>(1)利用目的による制限の例外(法第16条第3項関係) 特段の反対は無い。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案に賛同のご意見として承ります。</p>
7	3-2-4	<p>直接書面等による取得(法第18条第2項関係) (意見) 末尾の「口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。」は不要。 (理由) ここは、もともと「本人から契約書その他の書面 その他本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合」の義務を定めているところである。 現行のガイドラインで、誤って「口頭により個人情報を取得する場合(法第18条第1項関係)を入れてしまっていたわけであって、それを「名刺」の例に書き直すのであれば、素直に削除すればよいだけである。 また、「名刺などは、一般の慣行として・・・相手に提供するもの」と記されているが、「名刺交換については、一般の慣行として・・・相手に提供するもの」と記した方が日本語として分かりやすいのではないか。</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 「口頭により個人情報を取得する場合」については、名刺などにより個人情報を取得する場合と同様に、法第18条第1項が適用されることを明確化するための記載です。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
【株式会社シーピーデザインコンサルティング】			
8	3-2-4 3-2-5(4)	<p>(該当箇所) 3～5ページ (3-2-4 (2) 直接書面等による取得(法第18条第2項関係)、3-2-5 (3) 利用目的の通知等をしなくてよい場合(法第18条第4項関係))</p> <p>(意見) 名刺記載の個人情報の取得に関し、法第18条第1項が適用される旨が明確化されたが、この点、予めプライバシーポリシー等を通じ、利用目的を公表している場合で、公表されている利用目的の範囲内で利用する場合は、法第18条第4項第4号に該当しない場合であっても、目的外の利用に当たらない、との理解で問題ないか。</p> <p>(理由) 名刺記載の情報について、利用目的を公表している場合で、当該利用目的の範囲内で利用する場合は、法第18条第1項により問題ないとされるため、基本的には法第18条第4項第4号は問題とならない旨の確認を行いたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 全国銀行協会】</p>	ご理解のとおりです。
9	3-2-4	<p>3-2-4 「任意の簡便な形式」について</p> <p><意見> 「任意の形式」と表現を改めるべきである。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の明示が不要な場合の要件は、本人が任意の形式で個人情報を提供するという要件であり、その形式が簡便か否かは利用目的明示の例外とは関係ないため、「簡便な」という 	<p>「簡便な形式」であることも、「名刺など」への該当性を検討するに当たり必要な要件であることから、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>一般の慣行として、自己紹介の一つとして用いられる名刺に準ずるものについては利用目的の明示が不要であることを明確化するためのものであり、簡便でない形式で個人情報を取得する場合についても利用目的の明示が不要であることをお示しするものではありません。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>表現の削除を求める次第。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際、本人が任意で選択した形式で提供する限り、本人が簡便な形式を選ぼうが、簡便でない形式を選ぼうが、それは本人の希望によるところである以上、法規制によって介入すべき点ではないと考える。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
10	3-2-4	<p>3-2-4 「本人の自発的な意志」という表現について</p> <p><意見></p> <p>1) 通常法制執務において用いられる用語は「意思」だが、それとは異なる「意志」という表現を使った趣旨を明らかにしていただきたい。特段の違いがないのであれば、「本人の自発的な意思」という表現にしていきたい。</p> <p>2) 「自発的な意志」の自発性と「任意の判断」における任意性は同一の意味か否か。</p> <p>※ 「任意の判断」は、令和2年5月1日個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症対策としてコンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方」別添p1に現れる用語</p> <p>3) 「本人の自発的な意志」と「同意」（個人情報保護法に複数現れる用語）は同一の意味か否か。</p> <p><理由></p> <p>類似の用語が貴委員会の公表している各種資料上に現れており、民間事業者において個人情報保護法の解釈・運用に混乱を招きかねないため、明確化を求める次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>1) について、「意志」の記載は「意思」と修正させていただきます。</p> <p>2) 及び3) については、一般に、ご指摘の文言の意義は全く同一というわけではないと考えられます。</p>
11	3-2-4	3-2-4 「任意の簡便な形式」	「一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p><意見> 形式が任意でありかつ、簡便でありさえすれば、提供される情報の内容に制限はなく、利用目的の明示の例外が適用されるとの理解でよいか？</p> <p><理由> 名刺の中には、所属先、役職、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所を最低限記載するが、その他に、ウェブサイトのURLを載せたり、QRコードを載せることもある。このように記載内容は各社の名刺ごとに違いがあるが、あくまでその名刺の形式が任意であり、かつ、簡便でありさえすれば、提供される情報内容の如何によらず、利用目的の明示の例外が認められない旨を明確化してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>で、任意の簡便な形式により相手に提供するもの」とは、「名刺など」を説明している文言になります。</p> <p>「名刺など」の形式により提供される個人情報については、その情報の項目の如何に関わらず、法第18条第1項の規定が適用されることとなります。</p>
12	3-2-4	<p>3-2-4 「任意な簡便な形式」の例</p> <p><意見> ビジネスの現場では、名刺のみならず、簡単な略歴・連絡先等が載った資料を自発的な意志で配布することがある。たとえば、</p> <p>「1980年生。京都大法卒。2002年経産省入省後、20XX年辞職後、XYZ社を創業。XYZ社ではCEO兼エネルギー産業分野におけるコンサルティング統括を務める。釣りと育児をこよなく愛する2児の父。 電話番号：・・・。 メールアドレス・・・」</p> <p>といった記載が載ったパンフレットやパワーポイントを受領することはある。</p> <p>このような簡単な略的・連作先等が載っていても「簡便」に該</p>	<p>ご指摘の内容の「パンフレットやパワーポイント」についても、名刺と同様に、「一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供する」ために用いられる場合は、法第18条第1項が適用されるものと考えられます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>当するののか。</p> <p><理由> 利用目的の明示の例外を認めるのであれば、それが実社会で使いやすい規定であるべきと考えるため、質問をする次第である。</p> <p>・個人情報保護法分野は、リクナビ事案が理解しにくいといったことからわかるように全体的に委縮効果が働きやすい傾向があるので、適法であることは適法である旨を規制当局自ら宣言していくことで、委縮効果を積極的になくしていくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
13	3-2-4	<p>3-2-4の改正全体について</p> <p><意見> 今回の通則編ガイドライン改正に賛成である。</p> <p><理由> 個人情報保護法は究極的にはプライバシーを保護するための手続規制であり、プライバシーとは、本人（data subject）の合理的な期待を裏切らないこと（do not surprise）という意味である。その観点に沿ってプライバシー侵害にならない経済活動を明記したことは、不要な規制を除いたという点で優れた改正である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案に賛同のご意見として承ります。</p>
14	3-2-4	<p>3-2-4 「任意の簡便な形式」の意義について</p> <p><意見> 求人を行う場合に、履歴書や職務経歴書を求人企業が提出させることは多い。その際、履歴書や職務経歴書の形式（フォー</p>	<p>求人企業に対し本人が提出する履歴書や職務経歴書については、一般に、求人企業が本人に提出を求めるものであり、簡便な形式にも該当しないことから、法第18条第2項が適用されるものと考えられます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>マット)を企業側が指定する場合もあるが、形式を企業が指定せず本人が任意の書式で任意の事項を記載した履歴書や職務経歴書を提出させる場合がある。この場合も、「任意の簡便な方式」での提供に該当するかを明確化していただきたい。</p> <p><理由> ・新卒一括採用の場合は統一した形式(フォーマット)を用いた提出を求めていることが多いと感じるが、逆に中途採用の場合、一律の形式(フォーマット)を用意しない企業も多い。そこで、上記の点について確認をしたい次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
15	3-2-4	<p>3-2-4 「本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する」の意義</p> <p><意見> 「求めに沿う形」という表現を用いて、「求めに沿う形式で」という用語を用いない趣旨を明らかにしていただきたい。</p> <p><理由> ・「任意の簡便な形式」の「形式」という言葉と異なる用語である「形」を用いた趣旨が明らかでない。 ・「本人が当該事業者の求めに沿ったわけでもなく任意に個人情報を提供する」という意味にしたいのであれば、ガイドラインの表現も「本人が当該事業者の求めに沿って個人情報を提供する」という用語にすべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 「求めに沿う形で」とは、事業者の求めに沿う形式及び手順に沿うように、との文意であり、「求めに沿う形式で」という表現の意味を包含すると考えられます。</p>
16	3-2-4	<p>3-2-4 「名刺など」の意義</p> <p><意見> 「名刺や電子メールの署名欄など」という表現に替えていた</p>	<p>ご指摘の「電子メールの署名欄」についても、一般には、相手方が自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により提供したものであり、法第18条第1項が適用されると考えられます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>だきたい。</p> <p><理由> まず、コロナの影響で、直接顔合わせをして名刺交換をする機会が減っており、むしろ電子メールで連絡をすることで所属先、役職、氏名、連絡先等を伝えることが増えている。 その場合、電子メールの末尾の署名欄に、所属先、役職、氏名、連絡先、会社のウェブサイト等の名刺に記載されている情報と同様の情報を載せておき、それを名刺代わりにする。 そのような個人情報の提供についても、名刺の場合と同様、本人の自発的な意志で、任意の簡便な形式により個人情報を提供していることには変わらない。 そこで、電子メールの署名欄についても、利用目的の明示の例外が認められることを明確化していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
17	3-2-4	<p>【ページ】 P 3</p> <p>【該当箇所】 3-2-4 直接書面等による取得（法第 18 条第 2 項関係） なお、名刺などは、～</p> <p>【意見】 第 2 項の中で説明されているが、名刺の扱いについては従来から第 2 項の対象ではなく第 1 項が適用されているということにより明確にしたものという理解で良いか。 名刺については事例となっている名刺の交換以外にも、例えばイベントへの参加者登録用紙への記入にかえて名刺を提出する場合や、書類等に添付して提出する場合など様々なケースが想定されるが、そうした事業者から見て取得の形態の如何を問わず名刺であれば基本的には（第 4 項の適用除外を除き）第 1 項が適用されるものと考えて良いか。</p>	<p>本改正は、名刺などにより個人情報を取得する場合について、法第 18 条第 1 項が適用されることを明確化したものです。 ご指摘の事例のうち、イベントへの参加者登録用紙への記入にかえて名刺を提出する場合については、事業者の求めに沿って自身の個人情報を提供しており、本人の自発的な意思で、提供しているとはいえないことから、法第 18 条第 2 項の規定が適用されるものと考えられます。 また、「名刺など」には、例えば、手書きの連絡先メモ、電子メールの署名欄、電子名刺等が該当します。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>また、現行のガイドラインでは「名刺」として取り上げられているところ、改正案では「名刺など」と記述されているが、「など」には具体的にはどのようなものが含まれているのか具体的に記述していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>これまで名刺の扱いについては、これが本人から直接書面で取得することから一部で第2項の対象であるとの解釈もなされてきており、そのような運用をしている事業者が多数ある。意見に述べたように例えばイベントへの参加者登録用紙への記入にかえて名刺を提出する場合、参加者登録用紙へ記入されたものについては第2項が適用され本人に利用目的を明示することになるが、その場合でも名刺については第1項の通知又は公表が適用されると整理することになる。</p> <p>また、「名刺など」の「など」に何が含まれているのかが分からず、実務に混乱をきたす可能性があるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	
18	3-2-4	<p>1. 個人情報保護法（以下法という）についてのガイドラインの今回の改正は、不明確の規定を明確にするとか解釈が別れるところをなくすもので賛同する。</p> <p>2. 氏名、勤務先、住所、電話番号等を記載した名刺を取引等の訪問先で関係者と交換するのが慣例になっているもので、この名刺は個人を特定し識別する個人情報である。</p> <p>名刺は交付を求められる前に渡す場合と求められてから渡す場合があるが、いずれも個人情報を他人に公表することを承認又は同意することには変わりはない。</p> <p>名刺を交換することは専ら自己紹介が目的であり、それ以外はないのが一般的である。</p> <p>3. 名刺を社交儀礼として個人情報取扱事業者が取得した場合には、法第18条第2項を直接適用するのではなく、同条第1項を適用して同上事業者があらかじめ個人情報の利用目的を公</p>	<p>本案に賛同のご意見として承ります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>表していなければ、本人に利用目的を通知するか公表する義務があることとなる。</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的をホームページや店頭の案内等で公表しているのが通例であると推測される。</p> <p>契約に当たって名刺を取得する場合には同条第2項の「その他の書面」として利用目的を明示する義務があることになると考える。明示の方法は書面（電磁的方法を含む）によることになろう。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
19	3-2-4	<p>（2）直接書面等による取得（法第18条第2項関係） 直接本人から名刺を渡される場合以外よっての名刺の取得（譲渡等）の場合に特段の本人の許可が無ければ問題になりうると思われるし、また本人から名刺を渡された場合においても第三者に自由に本人の情報を漏らす事は不適切となるものと思われるので、限定を行っていただきたい。</p> <p>（挙げた両方について、社会通念や道義に反するもののであろう。名刺は、通常、他人への譲渡は考えられていないはずである。また、名刺を渡した本人は、渡した相手に知ってもらうために自己情報を記述したのであって、その相手が他の第三者に自由に本人の情報を漏らしたりする事を求めているはずである。それらについては考慮されたい。）</p> <p>法人内での業務上の情報共有についてまでであればともかく、他のものに情報を提示・通知したりするために用いたりするのであれば、それにはそのための利用目的の明示・通知が必要であると考え。この場合は、法第18条第2項はむしろ適用された方が望ましいものである（少なくともそうしないと社会的な慣行を崩す事になる。そんなヤクザな個人情報保護委員会は見たくないものである。）、そのようにされたい。</p> <p>この項目については、適切に改正を行うようにしていただきたい。</p>	<p>法第18条は個人情報の取得に際しての利用目的の通知等についての規定であり、それ以外の利用については、別途利用目的の通知等が必要となります。また、個人データの第三者提供については、法第23条の規定に基づき、原則本人同意が必要となります。</p> <p>名刺情報の利用目的については、法第18条第4項第4号の適用の可能性のある場合も含め、本人に通知・公表することが、個人の権利利益の保護の観点から望ましいと考えられます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>事業者内で閉じていない利用の方法をするのであれば（名刺は、通常、ある個人又は事業者内での利用を目的としているものと察される。少なくともそういう常識でいる人間は多いはずであるし、勝手に名刺情報を漏らされると困る人は大勢いるはずである。）、利用目的については必ず明示・通知が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
20	3-2-4	<p>【該当箇所】新旧対照表3頁3-2-4に係る修正箇所 【意見】修正の趣旨は理解できるが誤解をかえって増長させる面もあるので記載ぶりを改めて誤解を避けるべき 【理由】 この修正が、名刺を受け取ることが法第18条第2項の「直接書面等による取得」（直接書面取得）に該当するとの誤解を解消するためのものであることは、理解できる。そのような誤解が生じたのは、続く新旧対照表5頁3-2-5「利用目的の通知等をしなくてよい場合」（4）の事例2において、「一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から…」と、「書面により」との記載があったことが原因なのであろうから、この「書面により」との記述を削除するという今回の修正は、重要なものと考えます。そして、3-2-4の法第18条第2項の説明として、名刺を受け取ることが直接書面取得に該当しないことを理由とともに記載するよう、今回の改正で修正するという趣旨も理解できる。</p> <p>しかし、この修正により次のような別の誤解が強化される懸念があるように思われる。現行の記載ぶりでは、「口頭により個人情報を取得する場合にまで、本項の義務を課するものではないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか……しなければならぬ」とあるが、これは「口頭により取得する」といっても、個人情報データベース等を構成する個人情報（個人データ）として取得する場合（そ</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>法第18条は個人情報の取得に際しての利用目的の通知等についての規定であり、個人情報データベース等を構成する個人情報（個人データ）以外の個人情報についても課される義務になります。</p> <p>そのため、個人情報取扱事業者が、口頭で個人情報を取得する場合や、受け取った名刺などを個人情報データベース等を構成しないまま保管し利用する場合であったとしても、原則、利用目的を公表等する必要があります。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者が、自社の従業員が取得した名刺情報を個人情報データベース等にして利用することも、一般に見られるようになってきていると承知しています。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>れを予定して取得する段階も含む)を当然の前提としているはずである。なぜならば、もしそうでないとするなら、例えば、ある会社が「ライバル会社の社長が急病で危篤」との情報を口頭で聞いて入手し重役会議の資料に記載する場合に、個人情報の利用目的を特定し公表する義務があるということになるが、そのような規制は常識的に考えられないものだからである。法は、個人情報データベース等を事業の用に供する者に対して義務を課すものであるから、法第 18 条の規定も個人情報データベース等を構成する(構成する予定のものを含む)個人情報を対象としたものであるはずである。</p> <p>ところが、今回の改正案により修正された場合、名刺を取得するからにはいかなる場合も「法第 18 条第 1 項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表する」等の義務があるかのように読まれてしまう。なぜならば、一般的に言って、名刺を受け取ることは、個人情報データベース等を構成しないまま保管し利用することも多いのであるから、そのような場合にも法第 18 条第 1 項の義務がかかるという話のように(3-2-5 に該当するにしても)受け取られてしまうからである。</p> <p>したがって、この誤解を避けるべく、例えば以下に挙げるようないずれかの方法で、修正箇所の記載ぶりを改めるべきである。</p> <p>案 1 : 名刺の取得は直接書面取得に該当しない旨を理由とともに説明するだけの段落を設けて、「……ものではないが、その場合は法第 18 条第 1 項に基づいて……」の記載を削除する。この記載は(法第 18 条第 1 項の説明で十分であるから)元々必要でなかったものであろう。「口頭により……」が当然に直接書面取得に当たらないのは明らかであるから、その記載は元々ここに必要なかったはずのものである。</p> <p>案 2 : 「名刺などは……」で始まる文を、「名刺を個人データとして取得する場合、」などに改めることにより、この段落が個人情報データベース等を構成する(予定のものを含む)個人情報</p>	

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>報として名刺を取得する場合についての言及である旨を明らかにする。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
21	3-2-5(4)	<p>3-2-5(4)事例2)で「電子メールを送付するという利用目的」とありますが、総合商社の場合、食品・金属・機械等の異なった部門があり、例えば食品担当が名刺交換した食品メーカー社員の名刺情報を使用して、機械部門の担当者が食品メーカー社員に対して電子メールを送付しても、「利用目的が明らかであると認められる場合」に含まれるのかをガイドラインに補足頂きたい。(現行では、「自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。」と、拡大解釈をさせないような注意書きがあるが、今回の改正案では削除されており。)</p> <p style="text-align: right;">【三井物産株式会社】</p>	<p>一般に、個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手方は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から連絡がくることについて、一定の予測可能性があるとと言えます。そのため、相手方に連絡をした者が相手方から直接名刺を取得した者と同じの個人情報取扱事業者の別の部門に所属する者であっても、「利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると考えられます。なお、名刺交換の相手方から、名刺記載の情報について利用停止請求等がなされた場合の対応については、Q&Aにおいてお示しすることを検討してまいります。</p>
22	3-2-5(4)	<p>利用目的の通知等をしなくてよい場合(法第18条第4項関係)</p> <p>(意見)</p> <p>「所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的」という言い方では説明不足である。</p> <p>(理由)</p> <p>現行のガイドラインでは否定している「ダイレクトメール等の目的に名刺を用いること」と、修正版では肯定する「所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付すること」の違いがあまりに不明瞭で、これまでの記載を180度打ち消すことになってしまう。</p> <p>「渡した名刺に記載してあった会社の案内のための冊子や電子メールを自身で送付すること」とした方が良いのではないか。自身で相手にメールを送るのと、会社として広告宣伝メールを送るのでは全く違ったものになってしまう。場合によっては特電法違反を生じてしまうのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手側は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から広告宣伝のための冊子や電子メールが送付されてくることについて、一定の予測可能性があるとと言えます。</p> <p>この場合に、従業者が取得した名刺の連絡先に対して自社業務の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると言えます。なお、現行のガイドラインでは「ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。」と記載しているところであり、「現行のガイドラインでは否定している」とのご認識は正確ではありません。</p> <p>また、ガイドラインでは個人情報保護法についての解釈をお示ししているところであり、他の法令の規定については、事業者において別途遵守される必要があります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
23	3-2-5(4)	<p>3-2-5(4)事例2「所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する」について</p> <p><意見> 名刺交換により取得した個人情報それ自体のみならず、それらの個人情報とそのほかの情報（例：ウェブサイトの閲覧履歴等）を組み合わせてその個人に最適化されたメールを配信する場合も「所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する」に含まれるという理解でよいかを明確化してほしい。</p> <p><理由> 所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールだからといってなんでも送付するのはかえって受けてにとって迷惑になるため、その個人の方が関心を持つと思われるものを選択して送るのが礼儀にかなっている。そこで、名刺を下された方のウェブサイト上の閲覧履歴を、収集し、配信する冊子・電子メールをその個人のために最適化することは、その方の合理的な期待を裏切らないと考える。</p> <p>そのため、かかる最適化による冊子や電子メールの配信も「所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する」に含まれるべきと考えるが、その点がガイドライン上明らかではなかったため、明確化を求める次第である。</p> <p><補足> ウェブサイトの閲覧履歴の取得方法はさまざまある。一つのやり方は、名刺交換で受領した電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、その電子メールにURL（※その個人と一意に対応するURL）を含めておき、URLをクリックしていただくことにより、その方のウェブブラウザのCookieIDを取得したうえで、そのCookieIDと紐づく情報（Cookie情報）を自社</p>	<p>個別の事例ごとに判断することになりますが、ご指摘の事案に取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められず法第18条第4項第4号に該当しない場合があります。なお、ご指摘の「そのほかの情報」については、事業者がこれを個人情報として取得する場合は、別途利用目的の特定や通知・公表等の義務が課されることに注意が必要です。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>又はデータブローカー（パブリックDMPなど）経由で取得することで、ウェブサイトの閲覧履歴を取得するという方法である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
24	3-2-5(4)	<p>3-2-5(4)事例2について</p> <p><意見> 以下の場合、事例2でいうところの「所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する」ことに該当するか？</p> <p>a) 名刺を受領した後に、名刺に記載した電子メールアドレスをメールリングリストに登録した上で、冊子のPDFを添付した電子メールを一斉に送信する場合</p> <p>b) 所属する会社とは別会社ではあるが、同じ企業グループに属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付すること ※ たとえば、ビール会社と飲料メーカー会社のように、同じ企業グループに属しており、かつ、そのことが広く社会一般に知られている場合を想定</p> <p>c) 法務部員（平社員）から名刺を受領したのち、その法務部員に対して、その法務部員が所属する会社の「社長様」「法務部長」「IT部長」「経理部長」「管理部門様」向けの内容の電子メールを送信すること ※ 具体的には、以下のようなメール 「法務部 松本様</p> <p>先日は、弊社のサービスのご検討を頂きありがとうございます。</p>	<p>個別の事例ごとに判断することになりますが、本ガイドライン（通則編）3-2-5(4)の事例2にお示したように、一般の慣行として名刺交換により取得した個人情報の利用目的が、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合であれば、法第18条第4項第4号に該当すると考えられます。</p> <p>また、名刺交換した従業員が所属する会社とは別の会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する場合は、法第18条第4項第4号には該当しないと考えられます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>今回は、法務部様も含む貴社の管理部門様の人手不足を補うのに便利なサービスをご紹介させていただきたく、メールを差し上げております！！</p> <p>・・・」</p> <p>d) 経理部員（女性）から名刺を受領した後、その経理部員（女性）に対して、所属する会社が販売している食品（たとえば、新しく開発した女性向け化粧品）の紹介の電子メールを送ること</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
25	3-2-5(4)	<p>3-2-5(4) 事例2について</p> <p><意見> 以下の文言を末尾に追記していただきたい。 「※ なお、冊子や電子メールの送付に当たっては、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律や特定商取引に関する法律その他の法令を遵守した上で行う必要があることに留意する必要がある。」</p> <p><理由> ・個人情報保護法以外の法令も留意する必要がある旨を注意的に事業者に喚起させるべきであるから。 ・実際、以前個人情報保護委員会が実施した意見募集の際にも、個人情報の文脈でターゲティング広告が取り上げられる結果、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律や特定商取引に関する法律も順守しなければならないという事業者の認識が低下しているというしきがあった。今回の通則編ガイドラインだけを読むと冊子や電子メール送信全般について規制全体を緩めたかのように読めてしまうので、注意喚起が必要と考える次第である。</p>	<p>事業者においては、個人情報保護法の規定に加えて、他の法令の規定についても当然に遵守が求められます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		【個人】	
26	3-2-5(4)	<p>【ページ】 P 5</p> <p>【該当箇所】 3-2-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第 18 条第 4 項関係） 現行記載の「事例 2 の但し書き部分」</p> <p>【意見】 その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的」を「その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという、名刺を渡した本人が容易に想定できる利用目的」としてはどうか。 一般の慣行として名刺を交換する場合の名刺の扱いについては、第 2 項に関するガイドラインの中で基本的には第 1 項が適用されることが明記されているところ、本事例にある「今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付する」ということは取得の状況からみて利用目的が明らかと認められるので第 4 項の適用除外の規定が適用されるという理解で良いか。逆に言えば、一般の慣行として名刺を交換する場合であっても第 4 項の適用除外の規定が適用されない場合もあると考えられるという理解で良いか。 その意味では、現行のガイドラインに記載されている「ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。」は残したほうがよいのではないか。 また、2 項に記述されている名刺などの取り扱いと、本項で直接の名刺交換の場での 1、2、3 項の適用除外となるものについての違いを、Q & A 等でわかりやすく説明いただきたい。</p> <p>【理由】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 ご理解のとおり、法第 18 条第 4 項第 4 号に該当する場合、法第 18 条第 1 項は適用されません。 一般の慣行として名刺交換する場合であっても、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するというもの以外である場合は、法第 18 条第 4 項第 4 号に該当しない場合があります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>一般の慣行として名刺を交換する場合の名刺の扱いについては、基本的には第1項が適用されるが、その中で今後の連絡に用いる等名刺を渡した本人が容易に想定できる目的に使われる場合には、第4項の「利用目的が明らかであると認められる場合」という適用除外の規定が適用される、という包含関係にあると考えられるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	
27	3-2-5(4)	<p>(3) 利用目的の通知等をしなくてよい場合(法第18条第4項関係)</p> <p>これについては基本として問題としないと考えるのではあるが、場合により送付を行う事業者以外の事業者にも情報が伝えられる場合があると思われるので、その場合は利用目的についての明示・通知が必要であると考えます。</p> <p>(場合により、送付サービスには、電通などの大手代理店がかからんでいたりするものであるが、その様な事業者にも情報が伝えられる事の有無の差は大きいと、個人情報保護委員会なども分かるはずである。場合により本当にその様な事(単に名刺をある者に渡すだけで、大手広告代理店等が自分の住所や連絡先を把握した。)が発生しうると思われるものであるが、それは不適切であるので、「自らが直接に冊子の郵送あるいは送付を行う又は電子メールの送付を行うために用いる」以外の場合には、法第18条第4項第4号に該当しない事とされたい。)</p> <p>(国民としては、本意見募集項目案(2)と合わせて、後で、案の定、散散な事態になって、個人情報保護委員会を批判しなければならなくなるのは避けたいと思う。個人情報保護委員会は、一般社会に存在する常識について鑑み(なお、常識は、一つ、ではない、と述べておく。名刺を渡されたからといってそこにある個人情報を好き勝手に利用する事がタブーとされる業界もある(場合により、法人内での情報共有すらアウトと判断される場合もあるであろう。)). その様な業界や会社や地域に常識と</p>	<p>法第18条第4項第4号は、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合に、個人情報の取得に際しての当該利用目的の通知等をしなくてよいとする規定であり、それ以外の利用については、別途利用目的の通知等が必要となります。また、個人データの第三者提供については、法第23条の規定に基づき、原則本人同意が必要となります。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>してある認識の考慮はすべきである（世の中において「勝手に名刺の情報を他に伝えるなんてマナー悪いですね。」というような非難の言葉が成立すると少しでも思われるのであれば、利用目的において第三者に提示する場合が含まれるのであれば、その明示・通知が必要であると考え（まあ、その明示・通知も、名刺的なカードや書類などで行う事は可能ではないかと思われるが（そこで必要な準備は、名刺の準備と同程度かと思われる。）。その場でその提示があれば、名刺について渡さない・やはり返してもらう、という行為によって適切に本人が個人情報の保護を行えるものになるので、その様な形での手続きが標準としてなされる様な形の規則の制定を求めたい。）。）、存在する道義ある社会規範（要するに、渡した名刺の情報を他人に知らせるなんてとんでもない・ルールやマナー違反である、という規範・常識。）について防衛的に、また適切に個人情報利用目的の案内（これが名刺と同じくらい用意である事は既に述べた）がなされるような形で、規則を定められたい。（なお、基本が許可の形であった民泊と同じようなにおいを感じると言っておく。それと似たようなヤクザなものではないのか。国民としては、名刺（過去相当に多く出回っているはずであるが。）の利用について、不意打ちを受けたくないと考え。）</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
28	3-4-2-1	<p><対象> 3-4-2-1について</p> <p><意見> 「第三者への提供を利用目的とすること」について事例1及び事例2の記載例を満たせば、（第三者提供については）個人情報保護法第15条第1項で求められている利用目的の特定の要求も満たすとの理解でよいか。</p>	<p>法第15条第1項の規定は、オプトアウト届出事業者のみならず、すべての個人情報取扱事業者に対して適用のある規定です。同項の規定については、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例 1 及び事例 2 の記載は十分に具体的 ・ 同じ法律で要求される利用目的の特定の度合いが異なるのは不自然な法解釈である ・ 以上の理由から、法第 23 条第 2 項に基づく利用目的の記載ぶりを事例 1 及び事例 2 と同程度にすれば、それによって（第三者提供に関しては）第 15 条第 1 項で求められている利用目的の特定の要求も満たすと解すべき。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい」との解釈をお示ししているところです（本ガイドライン（通則編）3-1-1）。</p> <p>他方、個人情報取扱事業者が法 23 条第 2 項の規定に基づき個人データの第三者提供をする場合、当該個人情報取扱事業者は、当該個人データに係る本人に、オプトアウト手続をとる上で必要十分な具体性のある内容を適切に提供する必要があります。個人データの第三者への提供について、個々の個人情報取扱事業者が同項の規定を、当該個人情報取扱事業者が法 23 条第 2 項の規定に基づき提供する場合にあっては法第 15 条第 1 項の規定に加えて第 23 条第 2 項第 1 号の規定も満たしているかどうかは、当該個人情報取扱事業者の事業の内容に照らして個別具体的に判断されるため、一概にお答えすることは困難です。</p>
29	3-4-2-1	<p>3-4-2-1 (1) (2) の記載について</p> <p><意見></p> <p>通則編ガイドライン 3-4-2-1 (1) 利用目的と (2) 個人データの項目の記載の粒度は、閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」6 (1) で個人情報取扱事業者に求められている公表の記載の粒度と同程度という理解でよいか。それとも、法第 23 条第 2 項のオプトアウトを利用する事業者に求められる公表は、個人情報取扱事業者一般よりも詳細なものである必要があるのか。</p> <p>いずれであるかを通則編ガイドライン上明確にしていきたい。</p> <p><理由></p> <p>個人情報保護法及び閣議決定に基づき、事業者は利用目的等の公表を行っているが公表にかかる具体的な指針が乏しく、実務上、混乱がある。</p>	<p>個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）6 (1) においては、「個人情報取扱事業者は、・・・個人情報保護委員会のガイドライン・・・等に則し、例えば、消費者の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について主体的に取り組むことが期待されている」とされているところです。</p> <p>本ガイドライン（通則編）3-1-1 においては、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい」との解釈をお示ししているところです。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>そこで、通則編ガイドライン3-4-2-1(1)(2)の記載の粒度を参考にしようと考えているが、それが個人情報取扱事業者一般に適用される公表の粒度なのか、それともあくまでオプトアウトを行う事業者にのみ適用される公表の粒度なのか明らかではないため、その点を明確にするため上記の質問をしている次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>他方、個人情報取扱事業者が法23条第2項の規定に基づき個人データの第三者提供をする場合、当該個人情報取扱事業者は、当該個人データに係る本人に、オプトアウトをとる上で必要十分な具体性のある内容を適切に提供する必要があります。個人データの第三者への提供について、個々の個人情報取扱事業者が同項の規定を、当該個人情報取扱事業者が法23条第2項の規定に基づき提供する場合にあっては法第15条第1項の規定に加えて第23条第2項第1号の規定も満たしているかどうかは、当該個人情報取扱事業者の事業の内容に照らして個別具体的に判断されるため、一概にお答えすることは困難です。</p>
30	3-4-2-1(1)	<p>オプトアウトに関する原則（法第23条第2項関係） （意見） （1）第三者への提供を利用目的とすること。の「事例2」を丁寧に書いて欲しい。 （理由） 「年齢別、資産家、健康食品購入者、同窓会、弁護士、不動産投資者及びマンションオーナーの名簿を制作し」とあるが、これは「年齢別名簿」「資産家名簿」「健康食品購入者名簿」「同窓会名簿」「弁護士名簿」「不動産投資者及びマンションオーナー名簿」を表しているであろう。 そうであるならば、「年齢別名簿」とは一体何であるのか？ 訳の分からないものは載せない方が良い。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>年齢別名簿とは、学校入学、成人など特定の事項と関係の深い年齢層の個人の個人情報から構成される名簿のことを指し、意味が不明確とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
31	3-4-2-1(1)	<p>3-2-4-1(1) 事例1と事例2の記載例</p> <p><意見> 利用目的として記載すべきなのは、事例1であれば、「住宅地図帳、・・・を制作し、販売すること」、事例2であれば、「年齢別、・・・を制作し、販売すること」</p>	<p>オプトアウトにより個人データを第三者に提供するには、前提として第三者への提供を利用目的とすることが必要であり（第23条第2項第1号）、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>のみという理解でよいか。</p> <p><理由> 通則編ガイドラインの事例1と事例2には、「・・・することで、個人データを第三者に提供すること」との記載がある。しかし、これらは、あくまで事実を法的に評価した内容である。プライバシーポリシーにおいて（法律の専門家ではない）消費者らに伝えるべきは、行為の法的評価ではなく、あくまで事実（どういう情報につき、どういう取扱いがなされるか）であるはずから、「・・・することで、個人データを第三者に提供すること」という記載は不要であるし、プライバシーポリシーを簡潔にするという観点からはむしろ削除すべきである。 そこで、上記の通りの質問をした次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
32	3-4-2-1(1)	<p>3-4-2-1(1) 「等」や「その他」等のあいまいな表現について</p> <p><意見> 「その他それらの利用目的と密接に関連する目的」や「その他それらの利用目的と関連する目的」という記載も望ましくないとの理解でよいか。たとえば、事例1でいえば、 「住宅地図帳、・・・を制作し販売することその他その利用目的と密接に関連する目的」「住宅地図帳、・・・を制作し販売することその他その利用目的と関連する目的」という表現は望ましくないとの理解でよいか。</p> <p><理由> あいまいな表現の範囲について明確を図るため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>改正案に記載のとおり、「その他」等のあいまいな表現の記入は、法第23条第2項第1号「第三者への提供を利用目的とすること。」に関する本人への提示の内容としては望ましくないと考えております。</p>
33	3-4-2-	<p>オプトアウトに関する原則について</p>	<p>利用目的の特定に関して、「個人情報取扱事業者は、個人情報を</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	1 (1)	<p>第三者への提供を利用目的とすること。 利用目的が具体的に分かる内容とすること。「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくない。 とあるが、「望ましくない」では表現として弱すぎて実行力に欠ける。不適切な利用目的に個人データが使われている実態を鑑みると、利用目的は出来る限り詳しく公開させるべきであり、それ以外の利用は行わせないようにすべきであるから、もっと強い言葉に改めていただきたい。 【個人情報ネット晒し行為をなくす会】</p>	<p>取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱い事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい」との解釈をお示ししているところ（本ガイドライン（通則編）3-1-1）、これを踏まえた記載であることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
34	3-4-2-1 (2)	<p>オプトアウトに関する原則（法第23条第2項関係） （意見） (2) 第三者に提供される個人データの項目。の「事例」を増やして欲しい。 （理由） 事例に上がっているものは、どちらも「氏名」が入っていることによって「氏名到達性」に頼って個人情報に該当すると言っているように見える。 事例1) 氏名、住所、電話番号、年齢 事例2) 氏名、商品購入履歴 に続けて以下の事例を入れた方が想像の枠が広がるのではないかと。 事例3) 電話番号、年齢（当該事業者において、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものであった場合） 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>個人データ及び個人情報の定義については、本ガイドライン（通則編）2-1及び2-6において記載をしております。</p>
35	3-4-2-1 (2)	<p>7ページ目(2)「提示されていない個人データの項目」とありますが、「あらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出」ることを「提示」というのだと考えますが、よろしいでしょうか。この点に関し、網羅的な個人データの項目の表</p>	<p>前段の「提示」については、ご理解の通りです。 後段については、現在も運用において取得方法が分かるような記載を求めています。令和2年6月に成立した「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）」においては、提示すべき事項に「第三者に提供される個</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>示をしても、収集された個人の側からすれば自分の情報が含まれているかどうか判断することは難しいと考えます。せめて、個人データの項目と共に、収集の態様（「〇〇サイトのネットショッピングで入力した情報」など）を網羅的に示すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>人データの取得の方法」を追加しています。</p>
36	3-4-2-1 (2)	<p>3-4-2-1 (2)について</p> <p><意見> (2)の冒頭の記載に、「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくない。」旨を追記していただきたい。</p> <p><理由> (1)の冒頭には「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくない旨の記載があるのに、(2)にはその記載がない。そのため、反対解釈をすると、(2)については、網羅的に示す必要はあるものの「等」や「その他」といった記載が許容されると読めてしまう。 しかし、どのような個人情報がオプトアウトで提供されているのかは、透明性の観点からして本人にとって重大な事実であり、「等」や「その他」といった記載であいまいな記載がされるのは防ぐべきである。 そこで、上記の通りの提案をする次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
37	3-4-2-1 (2)	<p>3-4-2-1 (2) 個人データの項目について</p> <p><意見> 法第23条第2項に基づき提供する個人データの中に推知によって得た情報が含まれる場合、当該情報も「第三者に提供される個人データの項目」として記載する必要があるとの理解で</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>よいか。</p> <p><理由> たとえば、消費者Aが高級車（アウディ、BMW）を保有し、高級コンビニ（成城石井）で毎日買い物をしていることを個人情報取扱事業者Xが知っており、それらの情報からXが消費者Aが「高額所得者」であると推知したとする。この場合に、Xが第三者に対して、消費者Aが高額所得者であるという情報を提供した場合、これは個人データの第三者提供に該当し、「第三者に提供される個人データの項目」として「高額所得者であるか否か」も記載する必要があるという理解でよいか。</p> <p>オプトアウトにおける公表・届け出の実務の取扱いについて明確を図るための質問です。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
38	3-4-2-1(2)	<p>【ページ】 P 6</p> <p>【該当箇所】 3-4-2-1 オプトアウトに関する原則（法第23条第2項関係）</p> <p>【意見】 第三者提供される個人データの項目について、追記には賛成。さらに、事業者が提供する際名簿の種類を分類しているが、例えば健康食品購入者名簿のように名簿名にある項目もデータの項目であることを、事例等で示していただきたい。</p> <p>【理由】 名簿名が項目で分類されているにもかかわらず、データの項目にその項目が記載されていない事業者が多くみられるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>本案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>名簿の名称の扱いについては、本ガイドライン（通則編）3-4-2-1(1)の事例2でお示ししたとおりです。</p> <p>また、第三者に提供される個人データの項目に関する留意事項については、今回追記した内容で十分であると考えますが、仮に、事業者が、健康食品の購入者の氏名及び商品購入履歴を含む「健康食品購入者名簿」をオプトアウトにより第三者に提供する場合は、「第三者に提供される個人データの項目」の記載の中に、健康食品の購入者の氏名及び商品購入履歴が含まれている必要があります。</p>

※ 上記意見のほか、告示（案）の内容とは関係がないと考えられる御意見が7件ありました。御意見ありがとうございました。

【凡例】

- 「法」：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）
- 「当委員会」：個人情報保護委員会
- 「個人情報保護法ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）
- 「Q & A」：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A